

1年生の生徒・保護者のみなさまへ

第4期分学校納付金の納入について (令和7年1~3月分)

第4期分の学校納付金の納入期限は 1月20日(月) です

《第4期分納付額》	学校徴収金	授業料 (就学支援金対象外の方)
普通科	46,000円	29,700円
人間スポーツ科学科	70,000円	29,700円

(※学校納付金には、学校徴収金及び就学支援金の対象とならない方の授業料が含まれます。)

☆金融機関窓口で納付される方

第4期分納付書(1月8日に生徒へ配付)にて納入してください。

☆口座振替登録されている方

1月20日(月)にご指定の預金口座から引落されます。

- 万が一残高不足の場合は、第4期分納入期限日の翌月20日に再度振替されます。
- 振替口座の変更・停止については別途手続きが必要です。
事務室までお問い合わせください。

納期限後に一定期間を過ぎて授業料を納付する場合、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、授業料の額に「大阪府税外収入延滞金徴収条例(平成22年大阪府条例第60号)」に定める割合を乗じて計算した延滞金が課せられます。

【問い合わせ先】

大阪府立桜宮高等学校事務室

電話 (06) 6921-5231 (内線 226)